

2. 地域周産期母子医療センターとして認可された施設は専門研修連携施設とみなす。
3. 研修施設群は専門研修基幹施設と専門研修連携施設、及び専門研修関連施設をもって構成される。
4. 研修施設群は原則として医療圏別に構成し、人口、出生数、本学会会員数、専攻医数などを考慮し、全国でほぼ同等の研修水準を保つこととする。

(指導医の申請資格)

第3条 原則として以下の(1)～(3)の基準を全て満たしていること。異動などにより、一定期間指導医が不在となった場合には、(4)の基準を満たすこと。ただし、(4)の規定は一時的なものであり、速やかな指導医配置が原則である。指導医向け資料を閲覧することを条件に、1年間、指導医として認定される。ただし、本項による認定は2029年度をもって終了する。

- (1) 新生児専門医資格を有していること。
- (2) 新生児専門医取得後、5年以上の臨床経験があること。
- (3) 専門医制度の研修施設に勤務していること。
- (4) 基本領域の指導医資格を有し、新生児専門医制度の専門研修施設の責任者またはそれに準ずる役職であり、施設認定委員会で承認を得ること。

第2章 新生児専門医の研修カリキュラムと申請資格

第4条 理念・目的

新生児専門医は健常新生児及び病的新生児に対する診療を行い、助言を提供する新生児医の専門医であり、以下の知識と技能を習得することが必要である。

- (1) 胎児、新生児の成長、発達の正常及び異常な側面について生理学的、病理学的に高度な理解と知識を有すること。
- (2) 産科的、内科的、外科的妊娠合併症とそれらが母体、胎児、新生児に与える影響について十分な専門的理解を有すること。
- (3) 合併症を有する新生児の診断と治療に対する最新の専門的知識と技能を有すること。
- (4) ハイリスク新生児の長期予後に関する高度な知識と健康診査の技能を有すること。

2. 到達目標・経験目標

基本内容

知識

- (1) ハイリスク妊娠・分娩の識別、母体搬送、ハイリスク胎児についての知識
妊娠・分娩および胎児について正常、異常に関する専門知識を有し、それに基づいて必要な周産期情報を収集し、適切な分娩時期・分娩法を産科医と討議できる。
- (2) 健常新生児の生理と成長、発達の理解
新生児の生理的適応過程を理解し、新生児の養護および健診を適切に行うための知識や、新生児期の軽微な問題（黄疸、母子感染のリスク、先天代謝異常等のスクリーニングなど）に対処するための専門知識を有する。
- (3) 病的新生児の病態についての理解と診断および問題への対処に要する知識の修得